

IP5における特許行政のデジタルトランス フォーメーション: 各国のAI活用動向と次世代 特許審査の展望

Gemini 3.1 pro

1. 知的財産エコシステムにおける人工知能(AI)の台頭とIP5 の協調的アプローチ

世界的な技術革新の加速と研究開発投資の増大に伴い、各国の特許庁に提出される特許出願件数は歴史的な水準で増加の一途を辿っている。この膨大な出願の処理と、ますます高度化・複雑化する技術内容に対する正確な審査品質を両立させるため、世界五大特許庁(IP5: 日本国特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁、中国国家知識産権局、韓国・知識財産処)は、人工知能(AI)を中心とする新興技術(NET: New Emerging Technologies)の導入を国家戦略レベルで推進している。世界の特許出願の約85%を処理するIP5の制度設計や審査プロセスの変革は、グローバルな知的財産システム全体に対して決定的な影響を及ぼす¹。

2026年6月12日に東京で開催された第19回IP5長官会合では、日本国特許庁の笠井長官が議長を務め、欧州特許庁(EPO)のカンプノス長官、韓国知識財産処(MOIP)のキム長官、米国特許商標庁(USPTO)のスクワイアーズ長官、中国国家知識産権局(CNIPA)の張副長官(オンライン参加)、および世界知的所有権機関(WIPO)のジョルゲンソン事務次長がオブザーバーとして参加した¹。同会合の中核的な議題の一つは、2021年に承認された「IP5 NET/AIロードマップ」の初の包括的レビューの実施に関する合意であった¹。IP5各庁は、ユーザーサービスの向上と審査品質・効率の改善に向けた各庁独自のAI技術導入アプローチを共有するとともに、AIの責任ある透明性の高い利用、人間による監視(Human Oversight)の確保、そして急速な技術変化に制度を適応させるための政策協調の重要性を再確認した¹。

また、同会合に合わせて開催された産業界との協議において、グローバル・ドシエ(Global Dossier)や共通引用文献(Common Citation Document: CCD)などの情報共有インフラのさらなるAI化への期待が示されたほか、特許審査ハイウェイ(PPH)制度の20周年を記念するフォーラムも開催され、ワークシェアリングシステムにおける技術的連携の深化が宣言された¹。このように、各国の特許行政は単なるデジタル化の段階を越え、審査プロセス自体を再定義するAIネイティブなエコシステムの構築フェーズへと移行している。

IP5各庁のAI活用および制度対応の重点領域

AIツール実装と法制度整備の比較マトリクス

カテゴリ	USPTO 米国特許商標庁	EPO 欧州特許庁	CNIPA 中国国家知識産権局	KIPO 韓国特許庁	JPO 日本国特許庁
先行技術検索	-	- ANSERAベース検索 (AbsS) - EPOQUE Netを廃止し導入 - セマンティック検索とインテリジェントなランキング	- 先行技術文献の自動配信 - 意匠特許の画像ベース検索	- AIベースの特許検索 (2022年) - 商標・意匠画像検索 (2021年)	概念検索や特許文献のランキング表示等 ※実証から導入フェーズへ移行
分類・翻訳	-	事前分類、再分類、機械翻訳にAIソリューションを実装済	機械翻訳、画像認識、自然言語処理を統合し審査プロセスを自動化	- AI特許CPC分類 (2022年) - AI商標指定商品・役務分類 (2024年) - 多言語機械翻訳エンジン実装	「特許分類付与」を導入フェーズへ移行
法的ガイドライン	2025年11月 ガイダンス改訂 - AIは補助ツールであり、発明者とは認めない（自然人のみ） 「着想（Conception）」を中心に判断	2025年2月 EPO AIポリシー - 人間中心のアプローチ（最終決定は人間） - AIシステムのリスクに基づく分類を実施	-	-	-
システム改編・インフラ	-	ディープデータとAIイニシアチブを通じた各国特許庁とのIT協力	審査期間 15ヶ月へ目標設定 - 出願ファイルの欠陥を自動スキャン - 大規模AIモデルの適用を模索	AI OCR 審判方式審査 - 審判方式審査を自動化 (2024年) - 特許固有の大規模言語モデル (LLM) とチャットボットを開発中	令和6年度アクションプラン 生成AIの業務適用に向けたソリューション案検討及び技術実証

各特許庁は先行技術検索のAI化を共通基盤としながらも、米国・欧州は法的ガイドラインの整備に、アジア圏は業務フローの完全自動化とインフラ高度化に注力する傾向が見られる。

Data sources: [EPO](#), [Mayer Brown](#), [CNIPA](#), [WIPO](#), [JPO](#), [EPO](#)

本稿では、米国、欧州、中国、韓国、日本の各特許庁におけるAI活用の最新動向を、システムインフラの実装と、法制・ガイドラインの整備という二つの側面から網羅的に分析する。

2. 米国特許商標庁(USPTO): 高度な検索ツール群の展開と発明者適格性の法的再定義

米国特許商標庁(USPTO)は、審査官の負荷を軽減し審査の質を高めるための次世代AIツールの導入と同時に、AIを利用した発明の法的取り扱いに関する明確な法解釈を提示することで、技術の急速な発展に法制度を適応させるダイナミックなアプローチを採用している。

2.1 Patents End-to-End(PE2E)環境におけるAI検索ツールの拡充

USPTOの審査業務の基盤となるシステム「Patents End-to-End(PE2E) Search」には、近年、多数の強力なAI基盤ツールが統合されている。これにより、審査の初期段階においてより広範かつ関連性の高い先行技術を迅速に特定することが可能となっている。

PE2E環境の中核をなす「SimSearch(Similarity Search)」は、大規模言語モデル(LLM)の技術を応用したAI検索ツールである³。審査官が審査対象の特許出願の明細書やクレーム情報を入力すると、学習済みのAIモデルがその技術的文脈を理解し、米国および外国の特許文献から類似するものを瞬時にリストアップする⁴。特筆すべきは、審査官が特定の共通特許分類(CPC)シンボルや、出願書類内の特定の段落・文・単語を選択し、それらを強調(重み付け)することで検索結果を動的に絞り込む機能を有している点である⁴。この機能は従来の「Patent Linguistic Utility Service(PLUS)」等のレガシー検索ツールを完全に置き換えるものであり、出願補正が行われた際にも容易に検索結果を更新できるという強みを持つ⁴。

さらに、意匠特許審査官向けには「DesignVision」と呼ばれる画像検索に特化したAIツールが2025年に導入された⁷。このツールは、審査官が最大7枚の画像をクエリとしてアップロードし、WIPOや欧州連合知的財産庁(EUIPO)を含む80以上のグローバルデータベースと照合して、視覚的類似度に基づく検索結果を提示するシステムである⁸。検索対象となる視覚的特徴の重み付けをユーザー側で細かく制御できる点に技術的優位性がある⁸。

これらのAIツールによる検索履歴やクエリの詳細は、プロセスの透明性を確保するため、審査経歴(ファイルラッパー)のサーチヒストリーに公式に記録され、出願人にも開示される仕組みとなっている⁶。ただし、米国特許法第122条(a)が規定する出願内容の機密保持要件を遵守するため、未公開出願に関するデータの取り扱いにおいては、米国国立標準技術研究所(NIST)の統制基準に準拠したセキュアなクラウドサービスが採用されている⁶。

また、審査官側のツール充実と並行して、出願人向けのサービス拡充も進められている。USPTOは新たに「Automated Search Pilot Program(ASAP!)」を立ち上げ、特許出願の正式な実体審査が開始される前に自動プレ検索を実行し、潜在的な先行技術問題を示す自動検索結果通知(ASRN)を出願人に送付する試験プログラムを開始した¹⁰。これにより、出願人は早期に審査動向を予測し、戦略的な対応をとることが可能になる。

2.2 【2025年最新改定】大統領令14179号に基づくAI支援発明の審査ガイドライン

USPTOの法制度的アプローチにおいて世界的な注目を集めているのが、2025年11月28日に官報(

Federal Register)で発表された「AI支援発明に関する発明者適格性ガイドライン (Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions)」の全面改定である¹¹。この改定は、同年1月23日に発令された「AIにおけるアメリカのリーダーシップを促進するための障壁撤廃 (Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence)」を掲げる大統領令14179号に基づくものであり、前政権下で策定された政策を抜本的に見直した結果である¹¹。

最大の変更点は、2024年2月に発行された旧ガイドラインの完全な撤回である¹¹。旧ガイドラインでは、人間の発明者とAIシステムとの間の関与の度合いを評価するため、複数の人間による「共同発明」の適格性を判定する法理である「Pannu要件 (Pannu factors)」をAI支援発明にも準用する複雑なアプローチが取られていた¹³。しかし、新ガイドラインは、「AIシステムは自然人ではないため法的に『共同発明者』になり得ず、したがって単一の自然人がAIの支援を受けて発明を完成させたケースにおいてPannu要件を適用することは論理的に破綻している」と断じ、このアプローチを明確に退けた¹¹。

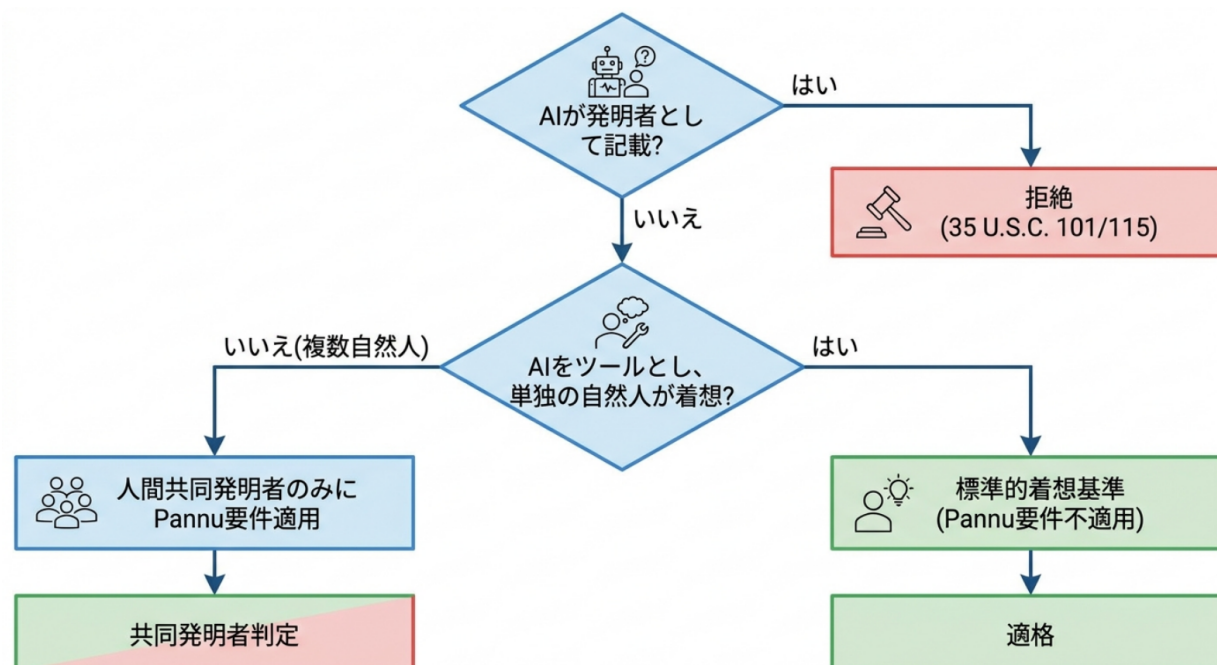
ガイドラインの変遷	2024年2月版 (旧ガイドライン)	2025年11月改定版 (現行ガイドライン)
法的根拠	AIへのPannu要件の準用	従来 of 着想 (Conception) テストへの回帰
共同発明の解釈	人間とAIの寄与度を比較考量するアプローチ	AIは共同発明者になり得ないため、人間間の寄与のみを評価
AIの位置づけ	発明の貢献主体として一部評価	実験機器やソフトウェアと同等の「単なる道具 (ツール)」
影響を受ける特許	実用特許を中心に適用	実用・意匠・植物特許のすべてに厳格に適用

新ガイドラインが再確認した核心的な原則は、米国特許法における発明の試金石はあくまで自然人による「着想 (Conception)」であるという伝統的法理への回帰である。35 U.S.C. § 100(f)や連邦巡回控訴裁判所の判例 (Pfaff v. Wells Elecs., Inc.等) に従い、「発明」とは自然人の頭脳における「完全かつ機能的な発明の、明確で恒久的なアイデアの形成」と定義される¹¹。生成AIや各種計算モデルがいかに高度な出力を生成したとしても、それらは研究データベースや実験用機器と同等の「道具」に過ぎない¹¹。AIが特定した関係性、パラメータ、設計上の選択肢を、自然人が「特定の解決策」として認識し、詳細に説明 (describe with particularity) できるレベルに統合・特定した場合のみ、その自然人に着想が帰属する¹¹。

この原則は、実用特許だけでなく意匠特許や植物特許にも適用される。植物特許においては、AIの支援があったとしても、自然人が植物の創造に積極的に貢献し、かつその独自性を認識して無性繁殖させなければならない¹¹。さらに、USPTOは外国優先権主張に対しても厳格な態度をとっている。

米国外の法域においてAIシステムを発明者として認める特許出願からの優先権を主張する場合であっても、米国出願のデータシート(ADS)には自然人のみを記載しなければ優先権は受理されず、米国特許法第101条および第115条に基づき拒絶される¹¹。

USPTO新ガイドライン（2025年版）：AI支援発明の適格性判定フロー



2025年の大統領令14179号に基づき、AIは実験機器と同等の「ツール」と位置付けられ、自然人による完全な「着想」の有無のみが特許要件となる。

2.3 特事実務家に対するコンプライアンスと安全保障上の警告

AIツールの利用拡大に伴い、USPTOは特許実務家に対しても厳格なコンプライアンス要件を通達している。「USPTOにおける実践における人工知能ベースのツールの使用に関するガイダンス」によれば、PE2Eの「More Like This Document (MLTD)」やSimSearchなどのAIツールを活用して明細書作成の自動化や審査官の行動分析を行う実務家が増加している¹⁸。これに対しUSPTOは、生成AIモデルが引き起こす「ハルシネーション(非実在の文献の捏造)」や不正確な出力に対する責任はすべて実務家にあることを強調している¹⁹。

さらに重要な点として、国家安全保障および輸出管理規則に関する重大な警告が発出されている。実務家が使用するAIツールのサーバーが米国外に設置されている場合、出願前の技術データをプロンプトとして入力する行為自体が、未公開データの輸出とみなされ、既存の輸出管理規則や秘密保持命令(Secrecy Orders)に違反する可能性が高いと指摘している¹⁸。このガイダンスは、AIの導入が単なる利便性の追求にとどまらず、地政学的なデータ安全保障と直結している事実を浮き彫り

にしている。

3. 欧州特許庁(EPO): 強力な内製インフラと「人間中心」のAIガバナンス

欧州特許庁(EPO)のAI戦略は、「Strategic Plan 2028」に基づくデジタルワークフローの完全化と、強力な内製ツール開発によるプロセス最適化に特徴づけられる。EPOは、単に自庁の効率化を図るだけでなく、開発したシステムを他国の特許庁へ提供することで、グローバルな特許インフラにおけるプラットフォーマーとしての地位を固めつつある。

3.1 次世代検索ツール「ANSERA」のグローバル展開と審査支援ツール

EPOのDataScienceチームがオープンソースソフトウェアライブラリを基盤に独自開発した中核システムが、概念ベースの検索ツール「ANSERA」である²⁰。旧来のブール論理に基づくキーワード検索システム(EPOQUE Net)とは異なり、ANSERAは自然言語処理技術を用いて特許文献や非特許文献の膨大なデータセットから意味論的(semantic-like)に先行技術を検索・分析・ランク付けする²³。このANSERAの真のインパクトは、その技術的応用範囲の広さである。EPOはANSERAをベースとした検索ソリューション「ANSERA-based SEARCH(AbS)」を開発し、これを英国知的財産庁(UKIPO)やオーストラリア特許庁(IP Australia)を含む世界40以上の国家特許庁に導入した²³。これにより、世界中の2,500人以上の審査官が共通の高度な検索インフラを利用することになり、各国の先行技術調査の質が底上げされると同時に、EPOのシステムが事実上のグローバルスタンダードとなった。検索業務以外にも、EPOは審査官の判断を支援する複数のAIツールを展開している。

- 新規事項追加(Added-Matter)チェックツール: 出願人が提出した補正書のテキストを分析し、出願当初の明細書に記載されていなかった事項(新規事項)が含まれている可能性がある箇所を自動的にフラグ付けし、審査官に警告する²¹。
- CPCテキストカテゴライザ: AIが技術説明を読み取り、適切な共通特許分類(CPC)シンボルを予測して提案する²⁰。
- 画像検索システム: 商標や意匠だけでなく、特許図面の自動図形・画像検索ソリューションも実稼働段階にある²²。
- AIアシスタント議事録作成ツール: 口頭審理(Oral Proceedings)における録音と議事録の作成支援にAIを導入し、審理プロセスの透明性と効率を向上させている²⁶。

3.2 2025年EPO AIポリシーと「ヒューマン・セントリック」原則

AIツールの利用拡大に伴うリスクを管理するため、EPOは2025年2月に「EPO AI Policy」を制定した¹。このポリシーの中核思想は「Human-Centric(人間中心)」である。AIは審査官の能力を増幅(Amplify)し補完するものであり、最終的な決定権と説明責任は欧州特許条約(EPC)に基づき常に人間の審査官に残されると明記している¹。

このポリシーは、AIシステムがもたらすプライバシー、倫理、適正手続上のリスクを評価し、リスクレベルに応じた管理区分を設定している。例えば、ユーザーと直接対話するAIやディープフェイク等のコンテンツ生成を行うAIは「限定的リスク(Limited-Risk)」に分類され、ユーザーに対してAIとのやり取りであることを明示する透明性要件が課されている¹。さらに、EPOのツールを使用する第三者のベンダーや各国の特許庁に対しても、同等のデータ保護規則(DPR)と精度維持の原則の適用を求めている¹。

3.3 審判部におけるLLMの証拠能力否定と欧州特許弁理士協会(EPI)の指針

EPOの実務において近年最も注目された法的判断が、特許EP 3118356(繊維生産用ローター精紡機の安全機構に関する特許)に関する審判部(Boards of Appeal: BoA)の裁定である²⁷。この事件の口頭審理において、特許権者は技術用語(「ベアリング制御」など)に対する「当業者の理解」を立証するための証拠として、史上初めてChatGPTの出力を提出した²⁷。

しかし、BoAはこの証拠能力を全面的に否定した。BoAが示したLLM(大規模言語モデル)の限界に関する見解は、以下の3点に集約される²⁷。

1. 未知の訓練データ: LLMはユーザーに開示されていない訓練データに依存しており、情報の出所やデータの質を検証することが不可能である。
2. 極端なコンテキスト依存性: AIの回答は、質問の正確な定式化や提供された文脈の微細な変化に過敏に反応するため、一貫した技術的見解を担保できない。
3. 時間的正確性の欠如: 特許法において最も重要な基準である「該当する優先日時点での当業者の実際の理解」を、現在のデータで訓練されたLLMが正確に反映しているという保証は存在しない。

このBoAの決定に呼応するように、欧州特許弁理士協会(EPI)の専門家行動委員会は、欧州特許弁理士に向けた「生成AIの利用に関するガイドライン」を発行した²⁸。EPIは、AIツールが出力する情報には潜在的な誤りや幻覚(Hallucination)が含まれることを警告し、出力に対する徹底した「人間のレビュー(Human Oversight)」を義務付けている²⁸。さらに、明細書のドラフティング等においてPatently Createなどの外部AIツールを使用する場合、入力されたプロンプトやクライアントデータがモデルの学習に二次利用されないよう「ゼロ・データ・リテンション(Zero Data Retention: データ保持ゼロ)」の厳格な構成を確保することが、機密保持義務を果たすための絶対条件であると指摘している²⁸。

4. 中国国家知識産権局(CNIPA): 圧倒的な処理速度と新技術に対する審査基準の厳格化

2024年末時点で有効な発明特許件数が世界で初めて400万件を突破し、475万件に達した中国は、特許行政におけるAIの導入を「国家競争力の源泉」と位置づけている³¹。中国国家知識産権局(CNIPA)の戦略は、システムの完全自動化による圧倒的な審査スピードの実現と、法制度の厳格化による無価値なAI特許の排除という二元的な構造を持つ。

4.1 全面的なAIインフラによる「15.5ヶ月」の超高速審査体制

CNIPAは、機械翻訳、画像認識、自然言語処理などの最先端AI技術を統合した世界クラスの「インテリジェント特許審査・検索システム」を運用している³¹。このシステムは、出願ファイル内の不備を自動で識別し、意匠特許の画像検索を自動化するとともに、世界中の膨大な先行技術文献をリアルタイムで審査官に自動分配する機能を備えている³¹。

これらの技術投資の結果、中国における発明特許の平均審査期間は、類似の審査体制を持つ国の中で最速となる15.5ヶ月にまで短縮された(商標出願は4ヶ月)³¹。処理の高速化にもかかわらず、審査結果の正確性は95.2%、ユーザーの審査品質に対する満足度は86.8%という高い水準を維持している³¹。胡文輝副局長は、次世代ITやハイエンド設備製造などの国家的重要産業の出願に対しては「優先審査」のトラックを適用し、レビュー時間をさらに劇的に短縮していると述べている³¹。CNIPA

は、大規模AIモデルの審査プロセスへの直接適用をさらに進め、2025年末までに平均審査期間を15ヶ月に短縮するという野心的な目標を設定している³¹。

4.2 2026年施行・改正特許審査指南：倫理基準の導入と進歩性の厳格化

システムの効率化と並行して、CNIPAは特許品質の向上と新技術のガバナンス強化を図るため、2026年1月1日に改正「特許審査指南 (Patent Examination Guidelines)」を施行した³³。この改正は、人工知能、ビッグデータ、ストリーミングメディア等の新興技術に対する特許適格性と進歩性の判断基準を再定義するものである³³。

最も注目すべき変更は、特許法第5条第1項（法律、社会道徳、または公共の利益に違反する発明の排除）に基づく倫理的・法的コンプライアンス要件の厳格化である³⁶。AIモデルの技術的側面だけでなく、そのデータの収集方法や社会実装の方法論までが審査の対象となる。具体的には、以下の要素を含むAI関連発明は特許性を明確に否定される³⁶。

- 個人データの違法な収集・利用（例：ユーザーの同意を得ずに動作する高度な顔認識システム）。
- アルゴリズムによる社会的差別（例：性別、年齢、人種などに基づく差別的な基準を用いた意思決定システム）。

さらに、進歩性 (Inventive Step) の評価基準も大幅に引き上げられた。既存のオープンソースAIモデルや既知のアルゴリズムを、実質的な技術的改変やアーキテクチャの最適化を伴わずに、単に新しいビジネスシナリオや別の産業分野に適用しただけの出願は、進歩性が欠如しているとみなされる可能性が高くなった³⁶。また、同改正ではビットストリームに関わる発明の審査ルールの明確化や、同日出願（特許と実用新案を同時に申請する制度）の取り扱いの最適化、植物品種の定義明確化による種子・農業イノベーションの保護強化など、多岐にわたる最適化が行われている³³。

5. 韓国・知識財産処 (MOIP)：省庁格上げと包括的なAIエコシステムの構築

韓国は、第4次産業革命時代における知的財産 (IP) の戦略的重要性を認識し、国の行政機関の枠組みそのものを大きく再編した。2025年10月1日、韓国政府は従来の特許庁 (KIPO: Korean Intellectual Property Office) を、国務総理直轄の独立した省庁である知識財産処 (MOIP: Ministry of Intellectual Property) へと格上げした³⁷。

この歴史的な組織改編の目的は、これまで文化体育観光部（著作権）、科学技術情報通信部（データ・ソフトウェア）、産業通商資源部（産業財産権）など、複数の省庁に分散していた知的財産関連の政策および調整機能を一元化し、強力なイノベーション競争力を確立することにある³⁸。11月に就任したキム・ヨンソン長官は、AIを活用した審査改革、知財の無断使用を防ぐ「K-Brand Guard」、国家の基盤技術を保護する「K-Discovery法案」の推進を強力に進める方針を打ち出している³⁸。欧州特許庁 (EPO) 等の他国特許庁も、特許審査ハイウェイ (PPH) を含むすべての参照呼称を「KIPO」から「MOIP」へ即座に変更し、この新体制への対応を完了している⁴¹。

5.1 KIPOnetの進化と全プロセスへのAI統合ロードマップ

MOIPの基幹ITシステムである「KIPOnet」は、1999年のペーパーレス電子出願の導入から始まり、2012年の在宅勤務対応クラウドベースシステムの構築を経て、2019年以降は包括的なAI統合フェーズへと進化した⁴²。MOIPのAIロードマップは、審査局の一部だけでなく、出願から審判に至る

すべての行政プロセスに技術を組み込む体系的なアプローチを採用している。

導入年	AIツールの種類	展開された主要なシステムと機能
2019-2020年	機械翻訳・画像処理	英語、中国語、仏語、独語、露語の機械翻訳エンジン。特許図面の参照番号自動注釈機能。 ⁴²
2021年	画像検索・対話	商標・意匠の画像検索システム（部分一致・全体一致対応）。コールセンターエージェント向けAIチャットボット。 ⁴²
2022年	特許検索・分類	出願テキストからキーワードを抽出し埋め込みベクトルで比較するAI特許検索。AIによる特許CPC分類予測。日本語翻訳エンジンの追加。 ⁴²
2024年	審判・商標分類	AI商標商品・役務分類。ディープラーニングOCRを用いた審判方式審査システム（添付書類の自動読取と再分類）。 ⁴²

特筆すべきは、言語の壁を克服するための機械翻訳への投資である。MOIPIは独自エンジンの構築、商用エンジンの導入、WIPOのAPIの活用を組み合わせ、多言語のリアルタイム翻訳環境を構築し、韓国語ベースでの強力なグローバル特許検索システムを実現している⁴²。また、方式審査においては、ルールベースのマシン検証システムが手数料の納付状況や申請者情報の不備を事前スクリーニングし、「受理」「補正指示」「却下」のカテゴリに自動振り分けを行うことで、人間の審査官による最終チェックの負荷を大幅に削減している⁴²。現在、MOIPIは民間企業と連携して特許審査に特化した大規模言語モデル(LLM)の構築と実証を進めている⁴²。

6. 日本国特許庁(JPO): アクション・プランに基づく段階的かつ実証的なインフラ革新

日本国特許庁(JPO)は、「特許庁における人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プラン」に基づき、数年単位の計画的かつ段階的な実証を重ねながら、確実性の高いAI技術から順次業務プロセスへ統合していく慎重かつ堅実なアプローチを取っている⁴³。

6.1 令和6年度および令和7年度改定版アクション・プランの実行状況

アクション・プランの進行状況によれば、JPOは審査官の業務負担の大部分を占める「先行技術の検索」と「分類付与」の領域において、実証(PoC)フェーズから本格的な運用(導入)フェーズへの移行を進めている。

- **ADPAS(アドパス)**による審査官端末の高度化: JPOは特許文献検索システム「ADPAS(Advanced Patent Search System)」を稼働させている。このシステムは、出願の文脈を理解し、審査官がより効率的かつ正確な特許検索を実行できるよう支援するものであり、審査の質的向上と期間短縮に直接的に寄与している⁴⁵。
- 先行技術調査の高度化(概念検索の導入): 令和6年度(2024年度)の改定において、AIを用いた特許文献の概念検索やランキング表示を行う「先行技術調査①」が導入フェーズに移行した。さらに、令和7年度(2025年度)の改定版では、これまでの実証事業の結果を踏まえ、検索手法をさらに高度化させた「先行技術調査②」についても、導入フェーズへの移行が公式に決定されている⁴³。
- 特許分類(FI・Fターム)の自動付与支援: 世界で最も精緻な特許分類システムの一つであるFIおよびFタームの付与作業において、AIを活用した支援システムが稼働している⁴⁸。このシステムは、出願書類のテキスト情報を自然言語処理で解析し、付与すべきFタームの候補を、その根拠となった明細書内の記載箇所とともに審査官に提示する⁴⁸。現在はテキスト情報を活用したサポートが導入されているが、並行して「出願書類の図面情報」から特徴を抽出し分類候補を提示する技術の概念実証も進行中であり、将来的にはテキストと図面を統合したより高度なAI分類付与システムの完成を目指している⁴⁸。
- 商標イメージサーチの実用化推進: JPOは商標審査における図形検索の精度向上を目指し、「AI×商標: イメージサーチコンペティション」を開催するなど、オープンイノベーションを通じて優れたアルゴリズムの発掘とシステムへの実装を推進している⁴⁴。

6.2 生成AIの適用に対する戦略的かつ慎重なスタンス

特筆すべきは、大規模言語モデル(LLM)などの生成AI技術に対するJPOの慎重な姿勢である。令和5年度(2023年度)に実施した「特許審査管理業務」へのAI適用に関する実証事業の結果を受け、JPOは令和6年度(2024年度)において当該事業の検証を一時凍結する決定を下した⁴³。

その上で、令和7年度(2025年度)のアクション・プランにおいては、「生成AIの特許審査業務への適用」と「生成AIの特許行政事務への適用」という新たな独立した項目を新設した⁴⁷。これは、生成AI技術の進化の速さや、行政機関における未公開の機密データ(業務情報)の取り扱いに関する政府の全体的なガイドライン策定の動向を注視しつつ、安全性が完全に担保された環境下で再度ゼロベースから技術実証を実施するという、極めてリスク管理を徹底したアプローチであると言える⁴³。

7. 比較分析と第2・第3次波及効果: 次世代知財エコシステムへのインプリケーション

IP5各庁の動向を俯瞰すると、AIの導入は単なる「庁内業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)」という枠組みを超え、特許要件のハードルの実質的な変化や、特許実務家が負うべき法的責任の再定義といった、深遠な第2次・第3次の波及効果(Ripple Effects)を生み出していることが明らかになる。

7.1 「自動化と処理量の極大化(アジア)」対「法解釈とガバナンス(欧米)」

各国の政策ベクトルを分析すると、明確なアプローチの非対称性が確認できる。CNIPA(中国)やMOIP(韓国)に代表されるアジアの特許庁は、AIをワークフローのボトルネック解消と圧倒的な処理速度の達成(15ヶ月台の審査など)のための「エンジニアリング的ソリューション」として捉え、システム全体の自動化を急ピッチで進めている。対照的に、USPTO(米国)やEPO(欧州)は、検索ツールの高度化を進めつつも、より重点を置いているのは「AIが特許法理に与える影響の制御」である。USPTOの「Pannu要件の撤回とConception(着想)への回帰」や、EPOの「BoAにおけるLLMの証拠能力否定」が示すように、欧米はAIの介在による法的なブラックボックス化を嫌い、人間の思考や関与のみを法的保護の対象とする「ルール形成と防衛」に注力している。

この非対称性は、グローバル企業にとってポートフォリオ構築上の重大なリスク要因となる。例えば、アジア域内でAIを駆使して高速に出願・権利化された大量の特許が、米国や欧州での権利行使の際に「人間の着想(Conception)の十分な証明がない」として無効化されるリスクが高まっているのである。

7.2 機械翻訳AIの進化が引き起こす「先行技術のグローバルな爆発」

見落とされがちであるが最も強烈な波及効果の一つが、各庁(特にMOIPやCNIPA、JPO)が導入を進める「高度な機械翻訳AI」による先行技術(Prior Art)空間の実質的な無限拡張である³¹。過去の特許審査においては、言語の壁によって、マイナーな言語圏で公開された技術文献や非特許文献が審査官に発見・引用されることは事実上困難であった。しかし、現在のANSERAやSimSearch、KIPOnetの検索システムは、翻訳バリアをリアルタイムで突破し、あらゆる言語の文献を意味論ベースで瞬時に結びつける²³。これは、出願人にとって、世界のいかなる場所・言語で公開された技術情報であっても「新規性・進歩性を阻却する先行技術」として立ちはだかる確率が劇的に高まることを意味する⁵⁰。実質的に、すべての法域において特許要件のハードルが暗黙のうちに引き上げられているのである。

7.3 生成AIリスクの顕在化と特許弁理士の「オーディター化」

USPTOが実務家に対して発出した輸出管理・国家安全保障に関するガイダンスや、EPI(欧州特許弁理士協会)による厳しいデータ保持規制は、知財実務におけるクラウドAI利用の脆弱性を指摘している¹⁸。米国において、外国のサーバーを利用する生成AIに未公開の出願前データを入力する行為は、輸出管理規則違反や秘密保持命令への抵触とみなされる¹⁸。欧州においても、入力プロンプトがモデルに保持されない「ゼロ・データ・リテンション(ZDR)」が保証されたツールを使用しなければ、代理人としての機密保持義務違反に問われる²⁹。また、AIのハルシネーションによる虚偽の引例の提出は、USPTOに対する不正行為となる¹⁹。

これにより、これからの特許弁理士や知財部員の主要な役割は、「文章の起草(ドラフティング)」から、AIツールの出力の技術的・法的妥当性を検証・保証する「品質監査役(オーディター)」へとシフトしていく。同時に、発明者がAIを利用する過程で「いかにして独自に技術的課題の解決手段を着想し、AIの出力を選択・統合したか」を証拠として文書化し、各庁の厳格な発明者適格性テストを突破するための「コンセプチュアル・ストラテジスト」としての機能が求められるようになる。

8. 結論: 次世代知財エコシステムへの適応に向けた戦略的提言

IP5が主導するAIインフラの導入とそれに伴う法制度の急速なアップデートは、後戻りのないデジタルトランスフォーメーションである。審査の迅速化や検索の精緻化といった恩恵を最大限に享受する一

方で、出願人側には従来とは全く異なるリスク管理と出願戦略の転換が求められている。本分析に基づく主要な戦略的提言は以下の通りである。

1. 「人間の寄与（**Conception**）」の証跡（監査トレール）の確立 USPTOの2025年最新ガイドラインに従えば、AIはあくまで実験機器と同等の「道具」であり、特許権はそれを使いこなした「自然人の着想」に対してのみ与えられる¹¹。したがって、AIを活用した研究開発においては、発明者がいつ、どの段階でAIの出力データを評価し、特定の課題解決手段として認識・統合したかというプロセスの詳細な記録（タイムスタンプ付きの文書や開発ログ）を企業内で体系的に保存するプロトコルが必須となる。
2. 新技術に対する倫理コンプライアンスの事前評価 CNIPAの2026年改定特許審査指南が示す通り、データ収集の違法性やアルゴリズムのバイアス（差別性）は、特許性を根本から否定する要因となった³⁶。AIモデルやビッグデータ関連の発明を出願する際は、技術的な新規性だけでなく、各国のデータ保護法制（GDPRなど）やAI倫理基準に準拠しているかを、知財・法務部門が連携して出願前に厳格にスクリーニングする必要がある。
3. クローズドでセキュアな自社AIインフラへの投資 未公開発明の情報漏洩や国家安全保障・輸出管理上のリスクを回避するためには、パブリックな生成AIツールの安易な業務利用を禁止すべきである¹⁸。EPIのガイドラインが要求するように、外部にデータが学習されない「ゼロ・データ・リテンション」が契約上保証されたクローズドなAI環境、または企業内にローカル展開された独自のLLMインフラに対する戦略的投資が急務である²⁸。
4. 先行技術調査のグローバル・リアルタイム化 各特許庁のAI検索ツール（ANSERAやSimSearch、ADPASなど）が世界のあらゆる言語の文献を網羅的に引き当ててくる時代において、出願人側が旧態依然としたキーワード検索のみに依存することは致命的なリスクとなる²³。知財部門自らが、意味論的AI検索と高度な機械翻訳を組み込んだ商用特許調査ツールを導入し、IP5の審査官と同等またはそれ以上の精度で「AI時代のFreedom to Operate (FTO)」を確保する防衛態勢を敷くべきである。

知財の世界は、テクノロジーと法律が最も高度に交差する領域である。特許審査の現場におけるAIの台頭は、「発明とは何か」「人間による創造性の本質とは何か」という根源的な問いを我々に突きつけている。この技術的かつ法的なパラダイムシフトを深く理解し、機敏に適応する組織のみが、AI時代の苛烈なイノベーション競争において持続的な優位性を保ち続けることができるだろう。

引用文献

1. Artificial intelligence in focus at meeting of world's five largest patent ..., 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.epo.org/en/news-events/news/artificial-intelligence-focus-meeting-worlds-five-largest-patent-offices-tokyo>
2. IP5 Agree on New AI-Focused Cooperation, 6月 20, 2026にアクセス、
https://www.meti.go.jp/english/press/2026/0615_001.html
3. Have USPTO AI Examination Tools Like SimSearch and DesignView Changed Patent Examination? : r/patentexaminer - Reddit, 6月 20, 2026にアクセス、
https://www.reddit.com/r/patentexaminer/comments/1qsmg6w/have_uspto_ai_examination_tools_like_simsearch/
4. Another USPTO AI-assisted examination tool ready for prime time, 6月 20, 2026にアクセス、

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/another-uspto-ai-assisted-examination-tool-ready-prime-time>

5. MPEP Similarity Search - USPTO, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/MPEP-similarity-search.pdf>
6. New artificial intelligence functionality in PE2E Search - USPTO, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/ai-sim-search.pdf>
7. USPTO Introduces AI-Powered Tool for Design Patent Examination - Renner Otto, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.rennerotto.com/resources/blog/uspto-introduces-ai-powered-tool-for-design-patent-examination>
8. Design Vision: A New Artificial Intelligence-Powered Image Search Tool - USPTO, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/og-designvision-2025-07-16.pdf>
9. Artificial Intelligence (AI) Takes a Role in USPTO Patent Searches | Mintz, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.mintz.com/insights-center/viewpoints/2231/2022-11-08-artificial-intelligence-ai-takes-role-uspto-patent>
10. Artificial Intelligence Search Automated Pilot Program - CLOSED - USPTO, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.uspto.gov/patents/initiatives/automated-search-pilot-program>
11. United States Patent and Trademark Office Issues Revised ..., 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.mayerbrown.com/en/insights/publications/2025/12/united-states-patent-and-trademark-office-issues-revised-guidance-on-inventorship-for-ai-assisted-inventions>
12. Revised inventorship guidance for AI-assisted inventions - USPTO, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/revised-inventorship-guidance-ai-assisted-inventions>
13. Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions - Federal Register, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>
14. USPTO Revises Guidance on AI-Assisted Inventorship | Insights - Jones Day, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.jonesday.com/en/insights/2025/12/uspto-revises-guidance-on-ai-assisted-inventorship>
15. USPTO Issues Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions: What It Means for Patent Strategy - Brownstein Hyatt Farber Schreck, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.bhfs.com/insight/uspto-issues-revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions-what-it-means-for-patent-strategy/>
16. Revised Guidance for AI-Assisted Inventions (Implements Executive Order 14179) | Dinsmore & Shohl LLP - JD Supra, 6月 20, 2026にアクセス、

- <https://www.jdsupra.com/legalnews/revised-guidance-for-ai-assisted-4216260/>
17. USPTO Issues Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions - Morgan Lewis, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.morganlewis.com/pubs/2025/12/uspto-issues-revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>
 18. Guidance on Use of Artificial Intelligence-Based Tools in Practice Before the United States Patent and Trademark Office - Federal Register, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.federalregister.gov/documents/2024/04/11/2024-07629/guidance-on-use-of-artificial-intelligence-based-tools-in-practice-before-the-united-states-patent>
 19. USPTO Guidance on Use of AI-Based Tools - MBHB, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.mbhb.com/intelligence/snippets/uspto-guidance-on-use-of-ai-based-tools/>
 20. Use of AI tools at the UKIPO, EPO and USPTO - D Young & Co, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.dyoung.com/en/knowledgebank/articles/ai-tools-ukipo-epo-uspto>
 21. Cutting-edge tools | epo.org, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.epo.org/en/about-us/services-and-activities/quality/enabling-quality/tools>
 22. Index of AI initiatives in IP offices - WIPO, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.wipo.int/en/web/ai-tools-services/ipos-initiatives>
 23. EPO's next-generation search tool for examiners now used in over 40 national patent offices worldwide, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.epo.org/en/news-events/news/epos-next-generation-search-tool-examiners-now-used-over-40-national-patent>
 24. Powerful new search tool will help IPO maintain patent quality - GOV.UK, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.gov.uk/government/news/powerful-new-search-tool-will-help-ipo-maintain-patent-quality>
 25. IP Australia adopts a new patents search tool, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.ipaustralia.gov.au/news-and-community/news/ip-australia-adopts-a-new-patents-search-tool>
 26. EPO Guidelines 2026: Key Changes Including G 1/24, G 1/23, and AI - Solve Intelligence, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.solveintelligence.com/blog/post/epo-guidelines-2026-key-changes>
 27. EPO Clarifies Use of AI Tools in Patent Interpretation - WP Thompson, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.wpt.co.uk/en/news/epo-clarifies-use-of-ai-tools-in-patent-interpretation>
 28. epi Guidelines: Use of Generative AI in the Work of Patent Attorneys, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://information.patentepi.org/issue-4-2024/epi-guidelines-use-of-generative-ai.html>
 29. How the New epi Guidelines Impact Patent Attorneys Using Patently Create, 6月

- 20, 2026にアクセス、<https://patently.com/blog/new-epi-guidelines>
30. AI Compliance for Patent Professionals: Data Security & Codes of Conduct - DeepIP, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.deepip.ai/blog/deepip-ai-compliance-codes-conduct>
31. China National Intellectual Property Administration What's New ..., 6月 20, 2026にアクセス、https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/4/25/art_3090_199315.html
32. China National Intellectual Property Administration Media Perspective Inside China's IP Progress: A Five-Year Review (2021-2025) - CNIPA, 6月 20, 2026にアクセス、https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/7/23/art_2975_200748.html
33. China Patent Examination Guidelines 2026 | epo.org, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.epo.org/en/searching-for-patents/helpful-resources/patent-knowledge-news/china-patent-examination-guidelines>
34. CNIPA Releases Amendments to Patent Examination Guidelines Effective January 1, 2026, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.obwb.com/newsletter/cnipa-releases-amendments-to-patent-examination-guidelines-effective-january-1-2026>
35. Revisions to the Patent Examination Guidelines Effective as of January 1, 2026, 6月 20, 2026にアクセス、https://www.shangchengip.com/en/news/guideline_eng/
36. China Raises the Bar for AI Patents: What Changes from 1 January 2026 - Mathys & Squire, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.mathys-squire.com/insights-and-events/news/china-raises-the-bar-for-ai-patents-what-changes-from-1-january-2026/>
37. Change in the name of the Korea Intellectual Property Office (KIPO) - DDBJ, 6月 20, 2026にアクセス、<https://www.ddbj.nig.ac.jp/news/en/2026-03-06-e.html>
38. Changes to Korea's Intellectual Property (IP) System in 2026, 6月 20, 2026にアクセス、<https://www.ajupatent.com/en/insights/76>
39. Ministry of Intellectual Property - Wikipedia, 6月 20, 2026にアクセス、
https://en.wikipedia.org/wiki/Ministry_of_Intellectual_Property
40. The Korean Intellectual Property Office Elevated to Full Ministry Status - Kim & Chang IP, 6月 20, 2026にアクセス、
https://www.ip.kimchang.com/en/insights/detail.kc?sch_section=4&idx=33155
41. OJ EPO 2025, A72 - Matters concerning the Patent Prosecution Highway (PPH) programme, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2025/12/a72>
42. AI Tools for KIPO's IP Administration - WIPO, 6月 20, 2026にアクセス、
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/wild/en/wild_1/wild_1_t07_5.pdf
43. 特許庁における人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プランの令和6年度改定版について, 6月 20, 2026にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2024.html
44. 人工知能(AI)技術の活用に向けた取組 | 経済産業省 特許庁, 6月 20, 2026にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/index.html
45. 特許庁のAI技術による特許文献検索システムが特許権取得 | Cita-Cita(ちたち)特許事務所, 6月 20, 2026にアクセス、
<https://cita2ip.com/patent-office-ai-technology-patent-literature-search-system->

[patent-acquisition/](#)

46. 特許庁が特許を初取得!? 特許文献検索システム「アドパス」誕生秘話! 特許庁 広報誌「とっきょ」2020年11月25日発行号, 6月 20, 2026にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/news/koho/kohoshi/vol46/05_page1.html
47. 特許庁における人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション ..., 6月 20, 2026にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2025.html
48. 平成28年度人工知能技術を活用した特許行政事務の高度化・効率化実証的研究事業報告書, 6月 20, 2026にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/document/ai_action_plan/02.pdf
49. 特許庁におけるAI活用に向けた新たな アクション・プラン, 6月 20, 2026にアクセス、
https://japio.or.jp/00yearbook/files/2022book/22_a_04.pdf
50. 特許庁がAIを本格導入 ― 審査はどう変わるのか(2022-2026計画の現在地), 6月 20, 2026にアクセス、
<https://www.evorix.jp/blog/%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%BA%81ai%E5%B0%8E%E5%85%A5-%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E3%81%AE%E5%A4%89%E5%8C%96%E3%81%A82026%E5%B9%B4%E3%81%AE%E7%8F%BE%E5%9C%A8%E5%9C%B0>